

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 4 月 1 日 (金) 第 299 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

訓

令

○鹿 児 島 県 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※)

(人 事 課 取 扱 い) 1

訓 令

鹿 児 島 県 訓 令 第 8 号

鹿 児 島 県 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よう に 定 め る。

令 和 4 年 4 月 1 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

鹿 児 島 県 職 員 服 務 規 程 (昭 和 35 年 鹿 児 島 県 訓 令 第 25 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 10 条 に 次 の 1 項 を 加 え る。

- 2 前 項 の 規 定 に か か わ ら ず , 同 項 の 規 定 に よ る 命 令 は , 庶 務 事 務 シ ス テ ム を 使 用 し て 行 う こ と が で き る。

附 則

こ の 訓 令 は , 令 和 4 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。